

西宮市平和・無防備都市条例案意見書

今回の直接請求に係る条例案（以下「条例案」という。）は、日本国憲法、国の掲げる非核3原則、ジュネーヴ諸条約などの国際人道法に基づくものであり、本市の「平和非核都市宣言」を発展させ、「無防備地域宣言」を行うことにより、本市の責務として市民の平和と安全を保障することを目的（第1条）としております。この目的に基づいて、市民の平和的生存権（第2条）、市の責務（第3条）、非核政策（第4条）、無防備地域宣言（第5条）、平和行政の推進（第6条）及び平和予算の計上（第7条）について定めようとするものです。

恒久平和はすべての市民の願いであり、市民の平和と安全を確保することは本市の最も重要な責務であります。私は、今回の直接請求に際しての国際平和を願う多くの市民の方々の熱意を、重く受けとめていかなければならないと考えております。

この条例案に規定する平和的生存権につきましては、条例による規定を設けるまでもなく、我が国の最高法規である日本国憲法の前文におきまして、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」とされているところであります。

無防備地域宣言につきましては、敵対する紛争当事国による占領に対して開放し、特別な保護を受ける地域として宣言するものであります。国の見解によりますと、その宣言は、当該地域の防衛に責任を有する当局、すなわち、我が国においては、国において行われるべきものであり、地方公共団体が当該宣言を行うことはできないとされ、たとえ特定の都市が宣言したとしても、それはジュネーヴ諸条約第1追加議定書において規定されている宣言には当たらないとされております。このようなことから、本市が宣言することは実質的な効力を有しないものと考えております。

また、地方自治法第14条第1項では、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して条例を制定することができるとされており、法令に違反して、あるいは普通地方公共団体の事務に属さないものについて条例を制定することは、同法に抵触するものと考えております。

本市は、昭和58年12月に兵庫県下でいち早く、「平和非核都市宣言」を行いました。その中で、「青い空、緑の大地、そして、おだやかな暮らしは、わたくしたち西宮市民の

みならず、平和を愛するすべての人の願い」「わたくしたちは、世界中に核兵器の廃絶を強く訴えるとともに、平和を愛する社会をはぐくみ、築くことを誓」ってとありますように、平和の実現や非核3原則についての本市の姿勢や考え方を明らかにしているところであります。

平和に関する施策・事業につきましても、本市は、戦争の悲惨さや平和の尊さを学ぶ場として、平成14年12月に平和資料館を開設したほか、平和非核の意識の普及・啓発のため、原水爆禁止西宮市協議会と連携して原爆展の開催や終戦記念日に向けての街頭啓発、核実験国への抗議などを行っております。また、恒久平和の実現に向け、国際交流事業や平和教育を推進しております。

以上のとおり、条例案は、その必要性及び有効性は認められず、また、地方自治法に抵触するものであるため、条例制定には無理があると考えております。

しかしながら、今回の18,051名の署名による条例制定の直接請求については、国際平和を願う多くの市民の熱い思いとして、十分理解しているところであります。

冒頭でも申し上げましたが、恒久平和はすべての市民の願いであり、市民の平和と安全の確保は本市の最も重要な責務であります。

本市といたしましては、20世紀の2度にわたる悲惨な世界大戦の反省を踏まえ、21世紀を戦争や核兵器のない平和な世紀にするため、今後とも「平和非核都市宣言」に基づき、市民一人一人に平和への願いとその尊さを訴え、広く人々に平和を希求する心がはぐくまれるよう、さまざまな施策・事業を推進していく所存であります。

平成17年7月6日

西宮市長 山田 知